

津市民テニスコートの利用料金

単位 円

使用区分			利用料金		超過料金		
テニスコート 個人使用	昼間	中学生以下	2時間以内	120	1時間(1時間未満は、1時間とする。)増すごとに	60	
		高校生以上・一般	2時間以内	240		120	
	夜間	中学生以下	1時間(1時間未満は、1時間とする)当たり	100			
		高校生以上・一般	1時間(1時間未満は、1時間とする)当たり	160			
テニスコート 専用使用			1面につき1時間(1時間未満は、1時間とする)当たり	480			
		夜間照明	1面につき1時間(1時間未満は、1時間とする)当たり	140			
会議室			利用料金		空調使用時		
会議室1			午前9時から正午まで	830	1,070		
			午後1時から午後5時まで	1,100	1,430		
			午前9時から午後5時まで	1,930	2,500		
			午後6時から午後9時まで	1,240	1,610		
会議室2			午前9時から正午まで	960	1,240		
			午後1時から午後5時まで	1,280	1,660		
			午前9時から午後5時まで	2,240	2,910		
			午後6時から午後9時まで	1,440	1,870		
会議室3			午前9時から正午まで	670	870		
			午後1時から午後5時まで	890	1,150		
			午前9時から午後5時まで	1,560	2,020		
			午後6時から午後9時まで	1,000	1,300		
設備器具	音響装置・映写装置 (モニターを含む。)		午前9時から正午まで	1式	520		
			午後1時から午後5時まで	1式	620		
			午前9時から午後5時まで	1式	1,150		
	シャワー		1人1回につき		100		

〔備考〕

1 個人使用における昼間とは、4月1日から8月31日までの間にあっては午前9時から午後5時30分まで、9月1日から翌年の3月31日までの間にあっては午前9時から午後4時30分までをいう。

2 個人使用における夜間とは、4月1日から8月31日までの間にあっては午後6時から午後9時まで、9月1日から翌年の3月31日までの間にあっては午後5時から午後9時までをいう。

3 会議室の冷暖房時の利用料金については、当該会議室の利用料金の10分の3の額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算する。

4 市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2倍の額とする。